

岐阜県地方卸売市場事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）（以下、「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）（以下、「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林水産省令第52号）（以下、「省令」という。）並びに、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）（以下、「食品等持続的供給法」という。）に基づき、地方卸売市場に関して必要な事務処理を定めるものとする。

第2 地方卸売市場の認定申請（法第13条第1項）

地方卸売市場の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類（正本1通）を知事に提出するものとする。

- (1) 認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 業務規程（法第13条第3項）に関する書類
 - ア 業務規程（法及び省令で規定する業務規程で定めなければならない事項が記載されていること。）

イ 添付書類

- ① 業務規程の策定に関する意思の決定を証する書面（総会又は取締役会の議事録、社内決裁書等）
- ② 業務規程で細則に委ねた場合、その規則（省令で規定するものに限る※¹）。

（※1）規則の添付が必要な規定項目

- ・法第13条第5項第3号（イ 差別的取扱い禁止、ロ 卸売の数量・価格の公表、ハ 食品等持続的供給法第42条で規定する指定飲食料品等及び指標、並びに食品等持続的供給法第36条に規定する努力義務の公表、ニ 取引参加者への指導等）
- ・法第13条第5項第4号（イ 売買取引の方法の公表、ロ 支払期日等の公表）
- ・法で規定する事項以外の遵守事項の内容

- (3) 開設者に関する次に掲げる書類（開設者が地方公共団体の場合、エに掲げる書類）

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 役員名簿及び役員の履歴書（任意様式）

エ 直近年度の事業報告書

別記様式第7号の例により作成した直近年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（開設者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の

日を含む年度の事業計画書)

オ 誓約書

法第14条において準用する法第5条第2号から第4号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面(参考様式)

(4) 卸売市場の施設の配置図

(5) 卸売業者に関する次に掲げる書類

(卸売業者が個人の場合、戸籍抄本又はこれに代わるもの及びエに掲げる書類)

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 役員名簿

エ 別記様式第2号の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの

(卸売業者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業計画書)

(6) 法第13条第5項第4号に掲げる方法(イ 売買取引の方法及びロ 決済の方法)が公表されていることを証する書類※2

イ 売買取引の方法

卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法、その他売買取引の方法

ロ 決済の方法

取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法、その他の決済の方法

(※2) ホームページのURLを記載したもの、又は画面を印刷したもの、場内掲示した写真等)

(7) 法第13条第5項第5号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項(その他の取引ルール)が定められている場合にあっては、次に掲げる書類

ア 当該遵守事項を定めるに当たって法第13条第5項第6号ロの規定により取引参加者の意見を聴いたことを証する書類※3

(※3) 議事録等(聴取の日時、対象者、方法及び取引参加者の意見を記載したもの)

イ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が法第13条第5項第6号ハの規定により公表されていることを証する書類※4

(※4) ホームページのURLを記載したもの、又は画面を印刷したもの、場内掲示した写真等)

第3 認定事項の変更申請（法第14条〔法第6条第1項の読み替規定〕）

認定事項の変更認定を受けようとする地方卸売市場の開設者（以下、開設者という。）は、次に掲げる書類（正本1通）を知事に提出するものとする。

（1）変更申請が必要な項目

ア 認定申請書に関する事項

- ① 開設者の変更
- ② 施設の全体面積の10%を超える変更
- ③ 取扱品目の変更（追加、削除等）
- ④ 開設者の組織人員の10%以上の減少する変更
- ⑤ 卸売業者の変更及び取扱品目において卸売業者が存在しなくなる変更

イ 業務規程に関する事項

- ① 法第13条第5号第3号の事項の変更
 - （イ 差別的取扱い禁止、ロ 卸売の数量・価格の公表、ハ 食品等持続的供給法第42条で規定する指定飲食料品等及び指標、並びに食品等持続的供給法第36条に規定する努力義務の公表、ニ 取引参加者への指導等）
- ② 法第13条第5号第4号の事項の変更
 - （イ 売買取引の方法の公表、ロ 支払期日等の公表）
- ③ 法で規定する事項以外の遵守事項の変更

（2）提出書類

ア 認定事項の変更に係る認定申請書（別記様式第3号）

イ 添付書類

- ① 変更後の認定申請書（別記様式第1号）
- ② 省令第25条で定められた書類
 - ・ 業務規程を変更する場合、変更後の業務規程及び変更に関する意思決定を証する書面（総会又は取締役会の議事録、社内決裁書等）
 - ・ 第2の1（3）から（7）に掲げる書類を変更する場合、当該変更後の書類

第4 認定事項の軽微な変更届出（法第14条〔法第6条第2項の読み替規定〕）

1 認定事項の軽微な変更を行った開設者は、当該変更の日の7日後までに、次に掲げる書類（正本1通）を知事に提出するものとする。

（1）認定事項の軽微な変更項目

ア 認定申請書に関する事項

- ① 開設者の名称、住所、その代表者の氏名の変更（開設者の変更を除く）

- ② 卸売市場の名称の変更
 - ③ 施設の全体面積の 10%以内の変更
 - ④ 取扱品目ごとの取扱数量、金額に関する事項の変更
 - ⑤ 業務の運営体制に関する事項（開設者の組織人員の 10%以上減少する変更を除く）
 - ⑥ 業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
 - ⑦ 卸売業者に関する事項の変更（名称、代表者名、取扱品目）
 - ⑧ 卸売業者以外の取引参加者その他関係事業者に関する事項
- イ 業務規程に関する事項
- ・ 業務規程の変更（第 3 の（1）のイの項目を除く）

（2） 提出書類

ア 認定事項の軽微な変更に係る届出書（別記様式第 4 号）

イ 添付書類

- ① 変更後の認定申請書（別記様式第 1 号）
- ② 省令第 27 条で定められた書類
 - ・ 業務規程を変更する場合、変更後の業務規程及び変更に関する意思決定を証する書面（総会又は取締役会の議事録、社内決裁書等）
 - ・ 第 2 の 1 （3）から（7）に掲げる書類を変更する場合、当該変更後の書類

2 1 の（1）のア③から⑧まで及びイに掲げる認定事項の変更については、第 8 の規定による当該年度の運営状況報告に変更事項を記載することで、届出書の提出に代えることができる。

（1） 運営状況報告書（別記様式第 7 号）

（2） 添付書類

ア 変更後の認定申請書（別記様式第 1 号）

イ 省令第 27 条で定められた書類

- ① 業務規程を変更する場合、変更後の業務規程及び変更に関する意思決定を証する書面（総会又は取締役会の議事録、社内決裁書等）
- ② 第 2 の 2 （3）から（7）に掲げる書類を変更する場合、当該変更後の書類

第 5 休止又は廃止の届出（法第 14 条〔法第 7 条の読み替規定〕）

業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする開設者は、休止又は廃止の日の 30 日前までに、次に掲げる書類（正本 1 通）を知事に提出するものとする。

（1） 業務の休止又は廃止に係る届出書（別記様式第 5 号）

（2） 添付書類

休止又は廃止する旨及びその理由を公表したことを証する書類^{※3}

(※3) ホームページのURLを記載したもの、または画面を印刷したもの、場内掲示した写真等

第6 中央卸売市場の認定申請の届出（法第14条〔法第8条第2項の読み替規定〕）

中央卸売市場の認定を受けようとする開設者は、法第4条第1項の認定申請後速やかに中央卸売市場の認定申請に係る届出書(別記様式第6号)(正本1通)を知事に提出するものとする。

第7 卸売業者による事業報告書の提出（法第13条第5項第5号の表の五の項（二））

卸売業者は事業年度ごとに事業報告書(別記様式第2号)を作成し、当該事業年度経過後90日以内に開設者に提出するものとする。

第8 運営状況報告書の提出（法第14条〔法第12条第1項の読み替規定〕）

1 開設者は事業年度ごとに運営状況報告書(別記様式第7号)を作成し、当該事業年度経過後4月以内に、正本1通を知事に提出するものとする。

2 1の報告書には、第7により提出された卸売業者の最新の事業報告書(貸借対照表及び損益計算書を含む)を添付するものとする。

第9 地方卸売市場認定証の交付等

1 知事は、法第13条第1項の認定をしたときは、開設者に地方卸売市場認定証(別記様式第8号)を交付するものとする。

2 開設者は、1の認定証を滅失し、き損し、又は失ったときは、再交付申請書(別記様式第9号)を知事に提出し、再交付を受けるものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。ただし、施行前においても、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)附則第3条第3項及び第4項に基づく申請及び認定は、第2及び第9によることができる。

附 則

1 この要領は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、施行前においても、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号）附則第11条第3項及び第4項に基づく申請及び認定は、第2、第3及び第9によることができる。